



ご契約の際には「**ご契約のしおり・約款**」を必ずご覧ください。

- 「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずあわせてご一読ください。

➡ PGF生命とこの商品について、お電話やホームページでご案内しています。



- 各種手続きやご契約内容の照会に関するお問い合わせ

PGF生命コールセンター **通話料無料 0120-56-2269**

<受付時間>平日9:00～18:00/土曜9:00～17:00(日・祝日・12/31～1/3を除く)

- 保険金等のご請求に関するお問い合わせ

保険金請求専用ダイヤル **通話料無料 0120-56-4861**

<受付時間>平日9:00～18:00/土曜9:00～17:00(日・祝日・12/31～1/3を除く)



PGF生命ホームページ **<https://www.pgf-life.co.jp>**

- この保険で適用される最新の為替レートや諸利率をPGF生命ホームページでご案内しています。
- この保険の「ご契約のしおり・約款」をPGF生命ホームページに掲載しています。

➡ 募集代理店からのご説明事項

- この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店での他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- この保険はPGF生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
- 保険業法上の規制に基づき、お客さまの勤務先・融資状況等により、お申込みいただけない場合があります。

➡ 生命保険募集人について

- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、PGF生命が承諾したときに有効に成立します。
- この保険は、外貨建保険販売資格を登録した生命保険募集人のみが取り扱いを行うことができます。
- 生命保険募集人の権限等について確認を希望される場合、PGF生命コールセンターまでお問い合わせください。

公的保険制度について

お申し込みにあたっては、公的保険制度を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。公的保険制度についてはこちらからご確認いただけます。

公的保険について(金融庁ホームページ)

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>



この「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼パンフレット」の記載は、2025年4月現在のものです。各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

この商品はPGF生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
ご契約後のご照会はPGF生命までお問い合わせください。

(お問い合わせ、ご照会)
募集代理店

三井住友信託銀行株式会社

共同募集代理店

三井住友トラスト・ライフパートナーズ株式会社

(ご契約後のご照会)
引受保険会社

ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社

本社/〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10



見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。



PGF生命

2025年4月版



“米ドル建”という
選択肢を。
家族、そして
自分のために。

米国ドル建終身保険PG

基本タイプ

介護タイプ

米国ドル建終身保険/無配当



契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼パンフレット

ご契約前に必ず
お読みください。

ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いします。



この商品は生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

- 為替レートの変動等により損失が生じることがあります。

募集代理店

引受保険会社



三井住友信託銀行



三井住友トラスト・ライフパートナーズ

PGF生命

ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命

本商品は、PGF生命を
引受保険会社とした
生命保険です。



PGF生命は世界最大級の金融サービス機関
「プルデンシャル・ファイナンシャル」の一員です。

PGF生命について

当社は日本のプルデンシャル・グループに
おける代理店チャネル専業会社として、2010年
より、バンカシュアランス*を中心に事業を展開
しております。

*「バンカシュアランス」とは、金融機関代理店を
通じた生命保険の販売を意味します。



▲本社 プルデンシャルタワー
(東京 永田町)

PGF生命についてはこちらから
ご確認ください。

■日本におけるプルデンシャル・グループのご紹介



「PGF生命」は「プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命」の略称です。

ご提案する生命保険について

今回ご提案する生命保険の種類は、
「**終身保険**」です。

→ 終身保険のカタチ



一般的に「終身保険」とは、上の図のように
ご契約時の **万一の保障** が生涯続き、
解約返戻金 が経過期間に応じて増えていく商品です。

→ 終身保険の特徴

- 1 **生涯にわたる保障**が準備できます。
 - 2 **解約返戻金**が経過期間に応じて**大きくなります**。
- +
- さらに 今回ご提案する商品は、**保障の準備**や
資産形成を米ドル建で行います。
また、**認知症・介護のリスク**にも
そなえることができます。

※認知症とは「器質性認知症」を指します。具体的なお支払事由については、**10ページ**を
お読みください。



⇒ 特徴 ①

**万一にそなえる
ことができます。**

お亡くなりになった場合、
死亡保険金を受け取ることができます。



⇒ 特徴 ②

**「米ドル建」による
資産形成が
可能です。**

解約返戻金(キャッシュバリュー)は
経過期間に応じて大きくなります。
また年金として受け取ることも可能です。



⇒ 特徴 ③

**相続対策として
活用することが
できます。**

保険金は書類到着後、原則として
5営業日以内にお支払いします。
また、複数の受取人を指定することや受取人
ごとの受取割合を指定することができます。

3つの特徴をしっかりと活かしたい

「万一の保障」、「資産形成」、そして「相続対策」
特徴を活かしてそれぞれしっかり準備したい。

＜特徴を活かして＞

ご家族のために



ご自身のためにも



基本タイプ

終身保険の
3つの特徴を活かした
米ドル建の
シンプルなタイプです。

認知症・介護のリスクにもそなえたい

もしものときの準備はもちろんしたい。
けれども、もしその時まで
認知症や要介護状態になってしまったら…

＜認知症・介護の現実＞

金銭的な負担



ご家族への負担



介護タイプ

もしものときの
そなえに加え、
認知症・介護にも
そなえることができる
タイプです。

※認知症とは「器質性認知症」を指します。具体的なお支払事由については、10ページを
お読みください。

万—toにそなえ
資産を築く。

米国ドル建終身保険PG

基本タイプ

介護・認知症給付特則を付加しない
タイプです。

「万—to」にそなえ、米ドル建の「資産」を築く。

そなえる

ご契約の直後から万—to
の保障を確保すること
ができます。

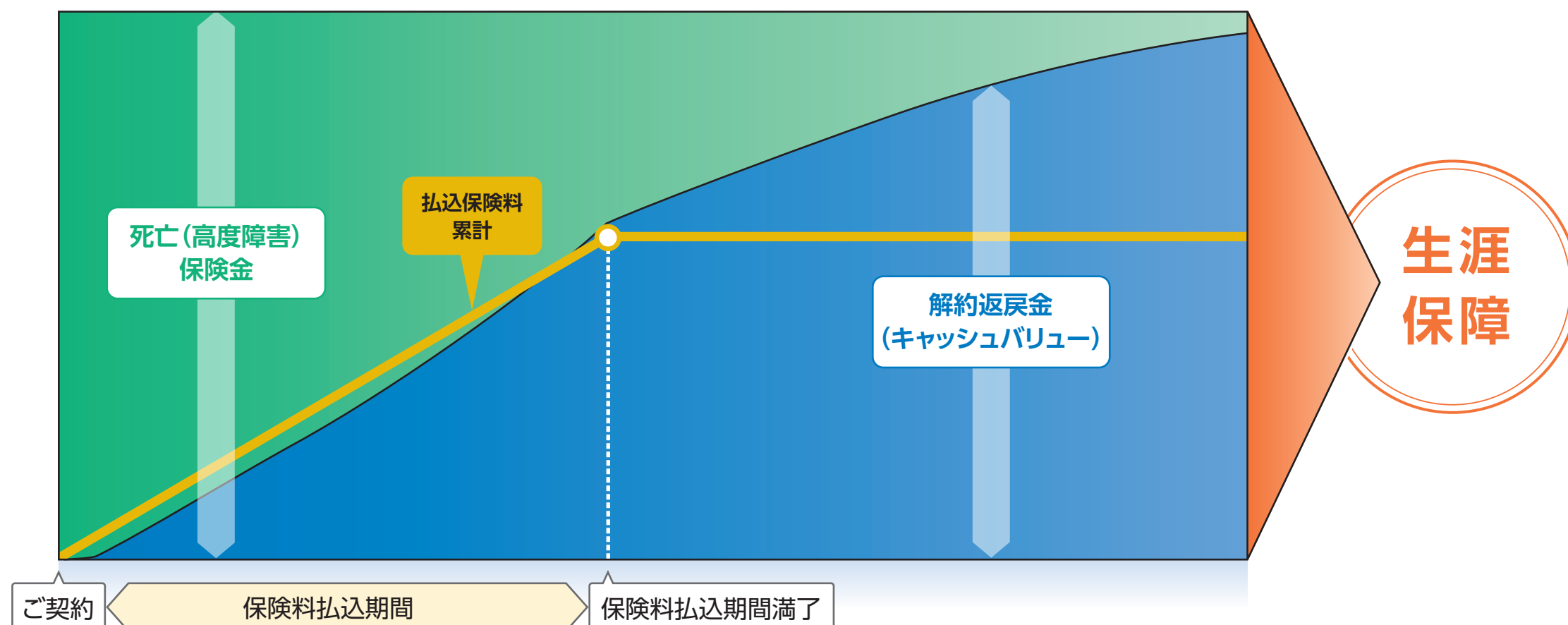
ふやす

経過期間に応じ、解約
返戻金額が増え続け、
将来に向けた資金準備
が可能です。

のこす

万—toの保障は、生涯に
わたって継続します。
死亡保険金は受取人を
指定することができます
ので相続対策としても
活用できます。

<イメージ図>



【保険金等のお受取りについて】

- 保険金・解約返戻金等は、米ドルでも円でも受け取ることができます（円で受け取る場合、為替相場により円換算額は変動します）。
- 死亡保険金等は、受取人の固有の財産になります。

【高額割引制度について】

ご契約の保険金額が50,000米ドル以上の場合、保険料の高額割引制度が適用され、保険料のご負担が軽くなります。

【保険料の払込免除について】

被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から180日以内に所定の身体障害状態になられたとき、以後の保険料のお払込みが免除されます。

⚠ 為替リスクについて

この保険は米ドル建であり、円貨で払い込まれ、または円に換算した保険金額等が円でお払込みいただいた

▶ 為替リスクについて、くわしくは32ページの「為替リスクについて」を

円貨で受け取る場合、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、受取時の為替相場で保険料総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

ご覧ください。

※被保険者が入院中または入院・手術を予定されている場合や、余命宣告を受けている場合には、お申込みいただけません。
※この図は保険のしくみを簡略化したイメージです。保険料、死亡保険金、解約返戻金等はご契約の内容によって異なります。

認知症・介護の
リスクと万一にそなえ
資産も築く。

米国ドル建終身保険PG

介護タイプ

介護・認知症給付特則を付加した
タイプです。

※基本タイプとは保険料が異なります。

【介護タイプとは】

介護・認知症給付特則を付加することで、
被保険者が介護保険金のお支払事由に
該当したとき、**介護保険金**を受け取る
ことができる米国ドル建の終身保険です。
介護保険金を受け取られた場合、**保険料
のお払込みは免除**されます。

※基本タイプとは保険料が異なります。
※介護前払特約による介護前払金とは異なります。

【介護保険金について】

介護保険金は、死亡(高度障害)保険金に、
ご指定いただいた所定の介護保険金
割合を乗じた額になります。

●介護保険金割合

10%・30%・50%・100%より選択

※介護保険金割合はご契約後変更できません。
※介護タイプでも「介護前払特約」を付加すること
ができます(介護保険金割合100%の場合を除く)。
くわしくは24・25ページをご覧ください。

※介護保険金の上限は100万米ドルとなります。
そのため、介護保険金割合によってお引き受け
できる最高保険金額は異なります。

【高額割引制度について】

ご契約の保険金額が50,000米ドル以上
の場合は、保険料の高額割引制度が
適用され、保険料のご負担が軽くなります。

【保険料の払込免除について】

以下の場合、以後の保険料のお払込みが
免除されます。

- 被保険者が責任開始期以後に発生した
所定の不慮の事故を直接の原因として、
その事故の日から180日以内に所定の
身体障害状態になられたとき。
- 介護保険金を受け取られたとき。**

認知症・要介護2以上

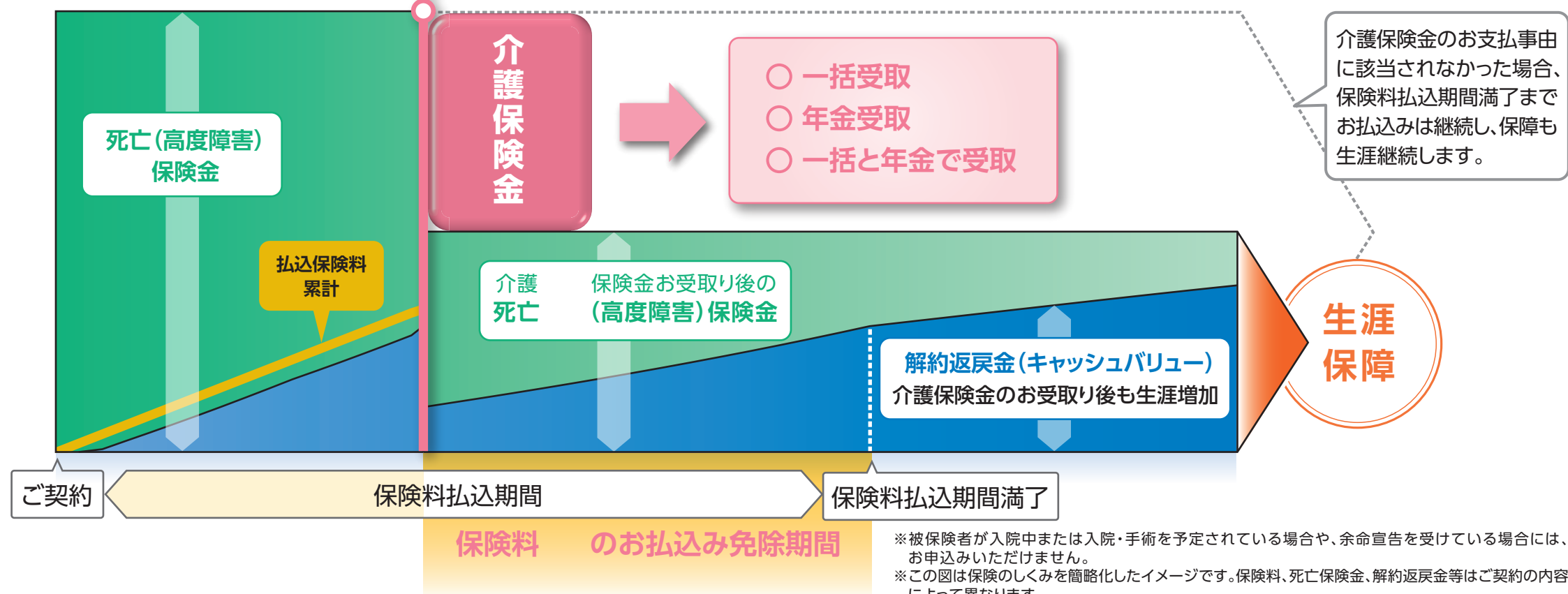
そなえる

万一の保障に加え、認知症・
介護のリスクにもそなえる
ことができます。

<イメージ図> 介護保険金割合:50%

【介護保険金のお支払事由に該当】

- 介護保険金のお受取り
- 以後の保険料のお払込みを免除



⚠ 為替リスクについて

この保険は米ドル建であり、円貨で払い込まれ、または
円に換算した保険金額等が円でお払込みいただいた

▶為替リスクについて、くわしくは32ページの「為替リスクについて」を

にそなえられる米ドル建の終身保険

ふやす

経過期間に応じ、解約返戻
金額が増え続け、将来に
向けた資金準備が可能です。

のこす

死亡保険金は受取人
を指定することができますので、相続対策と
しても活用できます。

【介護保険金のお支払事由】

以下のいずれかに該当したとき

- ①器質性認知症によるPGF生命所定の状態に該当したとき
- ②公的介護保険制度により**要介護2以上の状態**に該当していると認定されたとき
- ③満65歳未満の被保険者が、PGF生命所定の要介護状態に該当し、その状態が180日以上
継続しているとき

くわしくは10～12ページをご覧ください▶

- 一括受取
- 年金受取
- 一括と年金で受取

介護保険金のお支払事由
に該当されなかった場合、
保険料払込期間満了まで
お払込みは継続し、保障も
生涯継続します。

生涯
保障

解約返戻金(キャッシュバリュー)
介護保険金のお受取り後も生涯増加

※被保険者が入院中または入院・手術を予定されている場合や、余命宣告を受けている場合には、
お申込みいただけません。
※この図は保険のしくみを簡略化したイメージです。保険料、死亡保険金、解約返戻金等はご契約の内容
によって異なります。
※介護保険金をお支払いした場合、死亡(高度障害)保険金額は支払われた介護保険金額分減少し、
以後の介護・認知症給付特則による認知症・介護保障がなくなります。また、その時点の解約返戻金額
が減少します(介護保険金割合100%の場合はご契約がなくなります)。

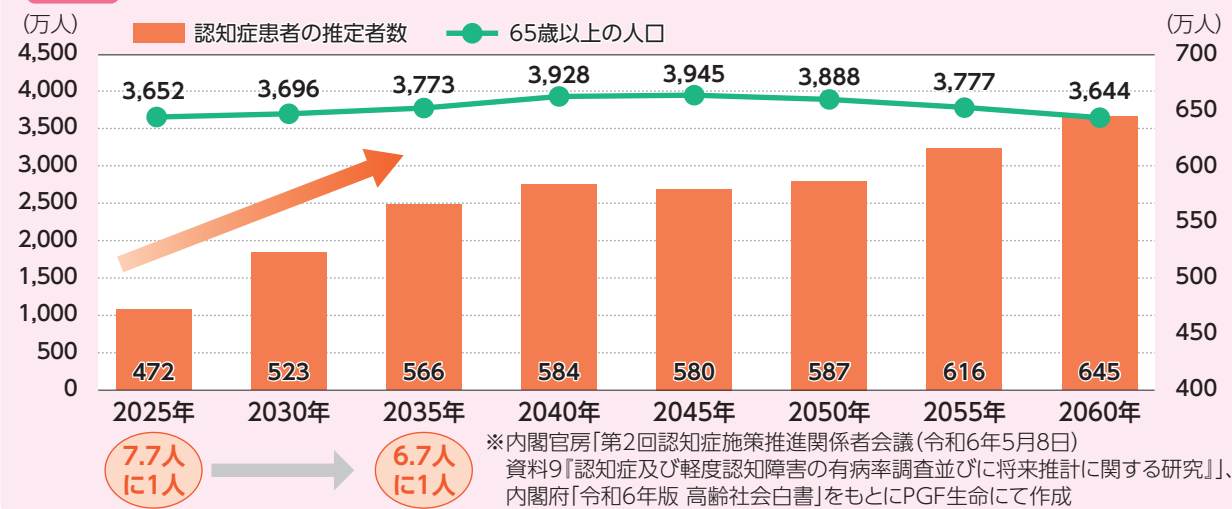
円貨で受け取る場合、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、受取時の為替相場で
保険料総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

ご覧ください。

考えておきたい、認知症や介護、そして家族のこと。

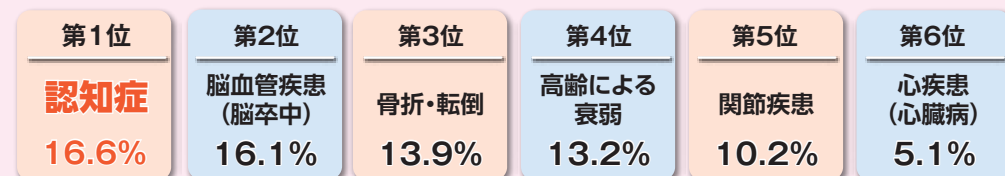
認知症患者は年々増加傾向にあります。

ご参考 認知症患者の将来推計



さらに、要介護状態になる原因で1番多いのは「認知症」です。

【介護が必要となった主な原因(上位6位)】※その他を除く。



※厚生労働省「2022(令和4)年 国民生活基礎調査」をもとにPGF生命にて作成

お金や時間、介護に不安を抱えるのはご家族も同じです。

【一般的に介護には多額の費用がかかると考えられています】

初期費用*1
平均209万円

+

月々の費用*1 × 介護期間*2
平均15.7万円 × 平均55.0ヵ月

合計すると

必要と考える初期費用・月々の費用で計算した介護費用の合計額
約1,073万円

*1 公的介護保険範囲外の費用となります。

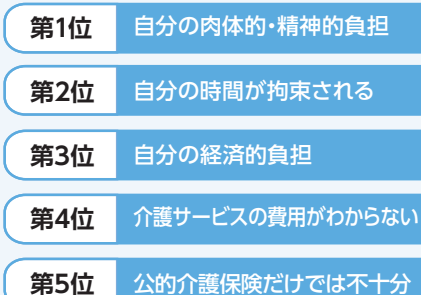
*2 介護を始めてからの期間(介護中の場合は経過期間)

※(公財)生命保険文化センター「2024(令和6)年度 生命保険に関する全国実態調査<速報版>」をもとにPGF生命にて作成

親などの介護が不安

74.9%

【介護する場合の不安の内容(複数回答)上位5項目】



※(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査」をもとにPGF生命にて作成

➔ 介護保険金のお支払事由について

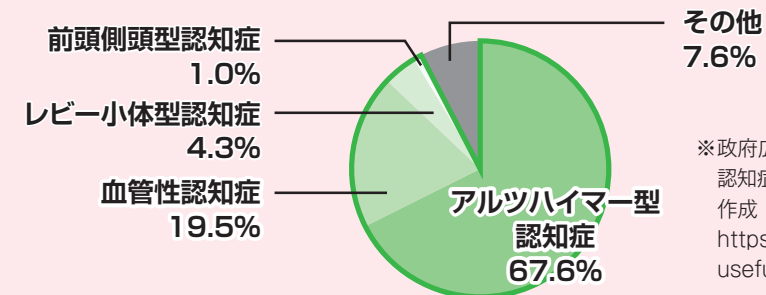
被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、次の①、②、③のいずれかに該当したとき、介護保険金を受け取ることができます。

①器質性認知症と診断確定され、かつ、意識障害のない状態において見当識障害がある状態に該当したとき

▶器質性認知症の診断確定は、その症状が180日以上継続していることが、医師によって診断確定されることを必要とします。ただし、原因疾患またはその他の事情により、180日経過前の診断確定も認めることがあります。

代表的な器質性認知症について

認知症の主な種類



※政府広報オンライン「知っておきたい認知症の基本」をもとにPGF生命にて作成
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201308/1.html>

アルツハイマー型認知症(67.6%)

長い年月をかけて脳に、アミロイドβ、リン酸化タウというタンパク質がたまり認知症をきたすと考えられています。

【症状】記憶障害(もの忘れ)から始まることが多いですが、失語(音として聞こえていても話がわかりにくい、物の名前がわからないなど)や、失認(視力は問題ないのに、目で見えた情報を形として把握し難い)、失行(手足の動きは問題ないのに、今までできていた動作を行えない)などが目立つこともあります。

血管性認知症(19.5%)

脳梗塞や脳出血といった脳血管障害によって、一部の神経細胞に栄養や酸素が行き渡らなくなり認知症をきたすものをいいます。

【症状】脳血管障害を起こした場所により症状は異なりますが、まひなどの体の症状を伴うことが少なくありません。

レビー小体型認知症(4.3%)

脳にαシヌクレインというタンパク質がたまり、認知症をきたすと考えられています。

【症状】記憶障害などの認知機能障害が変動しやすいことのほか、ありありとした幻視(実際にはないものが見える)や転びやすい、歩きにくいなどのパーキンソン症状、睡眠中に夢をみて叫んだりするなどの症状を伴うことがあります。どの症状が先に出てくるかはそれぞれです。

前頭側頭型認知症(1.0%)

脳の前頭葉と側頭葉が病気の中心として進行していきます。

【症状】同じ行動パターンを繰り返したり、周囲の刺激に反応してしまうなどの行動の変化が目立つ「行動障害型」と言葉の障害が目立つ「言語障害型」があります。

この4種類で認知症全体の9割以上を占めています。

Q1 「器質性認知症」とは?

A 脳の組織の変化による病気です。器質性健忘症、軽度認知障害(MCI)、アルコールを原因とする認知症などは支払対象になりません。

Q2 「意識障害」とはどのような状態?

A 対象を認知し、外からの刺激をうけとって反応することのできない状態をいいます。揺り動かしても目が覚めないものから、起きてはいるけど反応が鈍い、すぐに寝てしまうといったものまで含まれます。

Q3 「見当識障害」とはどのような状態?

A つぎのいずれかに該当する場合をいいます。
(1)時間の見当識障害: 季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
(2)場所の見当識障害: 今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
(3)人物の見当識障害: 日頃接している周囲の人が認識できない。

※器質性認知症・意識障害・見当識障害などについて、くわしくは「ご契約のしおり・約款」の別表52をご覧ください。

②公的介護保険制度により要介護2以上の状態と認定されたとき

公的介護保険制度における要介護度別の状態の目安				
	身の回りの世話 (入浴、衣服の着脱等)	立ち上がりや 立位保持、歩行等	食事や排せつ	行動・心理症状や 理解低下
要介護1 日常生活の一部に 見守りや手助けを 必要とする状態	見守りや 手助けが 必要な 場合がある	何らかの 支えを必要と することがある	見守りや 手助けが 必要な 場合がある	理解の低下が みられることがある
要介護2 軽度の介護を 必要とする状態	手助けを 必要とする ことがある	何らかの支えが必要	手助けを 必要とする ことがある	物忘れなど認知機能の 一部に低下がみられる ことがある
要介護3 中等度の介護を 必要とする状態	介助を必要とする	立ち上がりや片足 での立位保持などが 1人でできない	介助を 必要とする	認知機能の低下がみられ、 それに伴ういくつかの 行動・心理症状*が みられることがある
要介護4 重度の介護を 必要とする状態	全面的な介助を 必要とする	起き上がりや 立ち上がり、両足での 立位保持、歩行などが 一人でできない	全面的な介助を 必要とする	全般的な認知機能の 低下がみられ、それに伴う 多くの行動・心理症状*が みられる
要介護5 最重度の介護を 必要とする状態	日常生活を遂行する 能力が著しく低下し、 全面的な介助を 必要とする	ほとんど できない	1人で できない	意思の疎通が できないことが多い

*行動・心理症状とは、暴力・暴言、徘徊などの行動症状や、幻覚、妄想、うつなどの心理症状のことを指します。
※要介護認定については、調査員による訪問調査を経て、一次判定、および、一次判定の結果と主治医の意見書をもとに総合的に判定する二次判定により決定されます。なお、上記に示した状態はあくまでも目安です。したがって、実際に認定を受けた人の状態がこの表に示した状態と一致しないことがあります。

※(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2024年10月改訂版)をもとにPGF生命にて作成

➔ 公的介護保険制度について

満40歳以上の人全員加入して介護保険料を納め、介護が必要になったときに要介護(支援)度に応じて所定の介護サービスを受けることができる制度です(現物給付)。
介護サービスには、在宅サービス(訪問介護・デイサービスなど)・施設サービス(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設など)・地域密着型サービス(グループホームなど)があります。

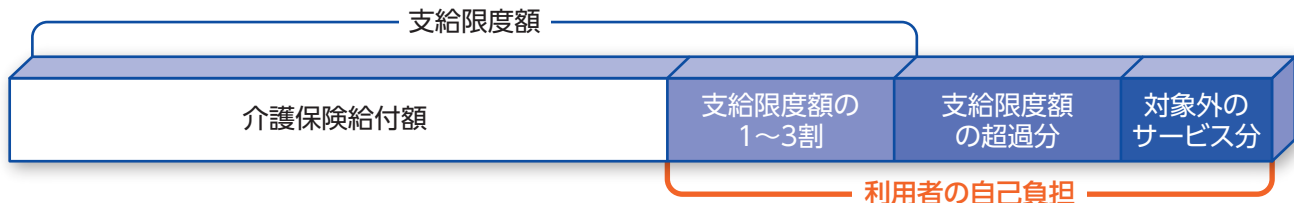
＜制度の対象となる方＞

	満65歳以上 (第1号被保険者)	原因を問わず介護や支援を必要とする方
	満40歳以上 満65歳未満 (第2号被保険者)	16種類の特定疾病*を原因として介護や支援を必要とする方 ※事故やけがなど特定疾病以外を原因とする場合、サービスを利用することができません。
	満40歳未満 (加入対象外)	公的介護サービスを受けることができません

*「自宅などで療養中のがん末期」や「初老期における認知症」など。くわしくはお住まいの自治体にご確認ください。

＜自己負担のしくみ＞

- 公的介護保険制度では、サービスを利用した場合、かかった費用の1～3割(所得に応じて定まります)を利用者が負担します。ただし、要介護度別に支給限度額が定められており、支給限度額を超えるサービスを利用した場合、その超過分の全額を利用者が負担します。
- ※自己負担の軽減制度として「高額介護サービス費」「高額医療合算介護サービス費」があります。たとえば、1ヵ月の介護サービスの1～3割負担の合計額が、高額介護サービス費の限度額を超えた場合、超過分の払い戻しを受けることができます。
- 配食サービスなど公的介護に含まれないサービスを利用した場合、その費用は全額が利用者の負担となります。



※2024年12月現在の公的介護保険制度について記載したものです。くわしくはお住まいの自治体にご確認ください。

③満65歳未満の被保険者が、下記のPGF生命所定の要介護状態に該当し、その状態が180日以上継続しているとき
PGF生命所定の要介護状態とは次の(1)～(3)のいずれかに該当する状態をいいます。

(1) 下表にて少なくとも右記のように該当する

A B a b

のうちのいずれか1つ

+ C D E F

のうちのいずれか1つ

(2)

A B a b

のうちのいずれか1つ

+ C D E F

のうちのいずれか2つ

(3)

+ c d e f

のうちのいずれか3つ

※以下のような同一項目の組み合わせは除きます。

	全部介助の状態	一部介助の状態
歩行 立った状態から、5m以上歩行できるかどうか。	A つぎのいずれかの状態 ● 何かにつかまっても誰かに支えられても歩行できない。 ● 必ず車椅子を使用している。 ● 寝たきり状態。	a つぎのいずれかの状態 ● 杖や歩行器を使用しなければ歩行できない。 ● 誰かに支えられなければ歩行できない。
寝返り 身体の上に布団等をかけない状態で横たわり、左右のどちらかに向きを変えることができるかどうか。	B ● 何かにつかまっても1人で寝返りができない。	b ● ベッド柵等の何かにつかまらなければ1人で寝返りができない。
入浴 浴槽の出入りと洗身ができるかどうか。	C つぎのいずれかの状態 ● 浴槽の出入りのとき、誰かに抱えられたり、リフト等の機器を使用する。 ● 洗身をすべて介助者が行っている。	c つぎのいずれかの状態 ● 浴槽の出入りのとき、介助者が支えたりしなければならぬ。 ● 体の一部の洗身を介助者が行っている。
排せつ 排せつと排せつ後の後始末ができるかどうか。	D つぎのいずれかの状態 ● 常時オムツに依存している。 ● 排せつにかかわるすべてを介助者が行っている。	d ● 排せつ後のふき取りが1人でできなかつたり、できても不十分のため、介助者が援助している。
食事の摂取 眼前に用意された食べ物を食べることができるかどうか。	E ● 介助がなければ1人ではまったくできない。	e ● 食器や食物等を工夫しても、介助がなければ困難(小さく切る、ほぐす等の介助を含む)。
衣服の着脱 眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。	F ● 介助がなければ1人ではまったくできない。	f ● 一部は1人でできるが、介助がなければすべてを行うことは困難。

※PGF生命所定の要介護状態など介護保険金のお支払事由について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

⇒ 特約について

特約を付加することで、さらに充実した保障内容にすることができます。

特約名	保障内容	対象タイプ		特約保険料
円換算払込特約	保険料は円で お払込み いただけます。	基本タイプ	介護タイプ	——
円換算支払特約	保険金や年金等の お受取り を円で行うことができます。	基本タイプ	介護タイプ	——
円換算貸付特約	契約者貸付のお借入れやご返済を円で行うことができます。	基本タイプ	介護タイプ	——
指定代理請求特約	受取人が保険金を請求できない場合など、所定の事情がある場合、あらかじめご指定いただいた 代理人が請求 することができます。	基本タイプ	介護タイプ	——
リビング・ニーズ特約	被保険者の余命が6ヵ月以内と判断される場合、死亡保険金の全部または一部を 前払請求 することができます。	基本タイプ	介護タイプ	——
介護前払特約*	被保険者が所定の 要介護状態 になった場合、保険金の一部を前払請求することができます。	基本タイプ	介護タイプ	——
保険金等の支払方法の選択に関する特約	保険金や解約返戻金は 年金でのお受取り や一定期間の 据置き が可能です。	基本タイプ	介護タイプ	——
疾病障害による保険料払込免除特約	疾病により 所定の身体障害状態 になった場合、以後の保険料の お払込みが免除 されます。	基本タイプ		必要

*介護タイプで、介護保険金割合が100%の場合、本特約をお取扱いできません。

▶くわしくは22～26ページの「主な特約とその内容について」をご覧ください。

⇒ 各種保全のお取扱いについて

保険料が払えなくなった場合等でも解約することなく保障を継続することができます。

CASE 1 保険料が払えない場合について

保障は減ってもよい。

払済保険

保険料のお払込みを中止し、**保険期間をそのままにした米ドル建の終身保険**(介護タイプの場合は、介護・認知症給付特則付の米ドル建の終身保険)に変更することができます(保険金額は一般的に小さくなります)。
※払済保険変更後の払済保険金額が1,000米ドルを下回る場合、払済保険に変更することはできません。
※介護タイプでは、介護保険金を受け取られた場合、払済保険に変更することはできません。

保障は減らしたくない。

延長定期保険

保険料のお払込みを中止し、**保険金額をそのままにした米ドル建の定期保険**に変更することができます。
※延長保険期間が1年未満となる場合、延長定期保険に変更することはできません。
※終身保障はなくなります。
※介護タイプでは、延長定期保険に変更することはできません。

※前納期間中の場合、払済保険、延長定期保険に変更することはできません。

その他に、一時的に保険料のお払込みが困難になったときでも失効することなく、解約返戻金の範囲内で保険を有効に継続させるお取扱いがあります(保険料の自動振替貸付)。

※お立替した保険料は、猶予期間満了日に貸付したものとし、PGF生命所定の利率で計算された利息(複利)がかかります。

CASE 2 お金が必要になった場合について

保障は続けたい。

契約者貸付

解約返戻金額の90%を限度として、**契約者貸付をご利用**いただけます。
※貸付金は、PGF生命所定の利率で計算された利息(複利)がかかります。

減額(一部解約)

保険期間中、死亡保険金額を減額することで**減額部分に対する解約返戻金を、お受取り**いただけます。

CASE 3 保険料を減らしたい場合について

保険料の負担を減らしたい。

減額(一部解約)

保険料払込期間中、死亡保険金額を減額することで**保険料のお払込額を少なく**することができます。

介護タイプで死亡保険金額が変更された場合

介護保険金額は死亡保険金額に介護保険金割合を乗じた額となります。そのため、減額や払済保険に変更するなどして死亡保険金額が変更された場合、同時に介護保険金額も変更されます。

ご契約後に活用いただける制度・サービス

指定代理請求制度

被保険者が受取人である介護保険金や高度障害保険金等について、被保険者による意思表示が困難であると判断されるようなとき等、**指定代理請求人が被保険者に代わって請求**することができます（代理請求）。

➡ 指定代理請求人の指定範囲について、くわしくは**契約概要23ページ**をお読みください。

- 指定代理請求人からご請求いただいた保険金等は、受取人または指定代理請求人の口座へ送金します。
※指定代理請求人の固有の財産にはなりません。
- ご請求の際、指定代理請求人となる方へお支払いについて念書のご記入をお願いしています。
※本来の受取人と異なる方が受け取ることで、税務のお取扱いが異なることがあります。

PGFあんしん代理請求サービス

各種請求をする方（契約者や受取人等）が認知症等により意思表示が困難であると判断されたとき、所定の書類等の提出により、成年後見人等の選任なしで、**推定相続人*等がご本人に代わって手続き**することができます。

* 契約者や受取人等の各種請求をする方が仮に死亡された場合に相続人となる方

ご請求いただける手続きの一例

- 各種保険金等の請求
- 住所変更
- 解約（減額）

- 保険商品やご契約内容によって請求できる手続きは異なります。
- 所定の手続きの際には推定相続人全員および死亡保険金等の受取人全員の連署と、所定の書類が必要になります。
- 指定代理請求制度が利用できる場合、指定代理請求制度が優先されます。
- 受取人変更や契約者変更など一部対象外となる手続きがあります。

死亡保険金即日支払サービス

死亡保険金を簡単なお手続きで**最高1,000万円までお支払い**します。

- PGF生命所定の為替レートで円に換算してお支払いします。
※円でお支払いする金額は、為替相場により変動します。
- 死亡日が責任開始日から2年未満のご契約等、ご契約内容によってはお取り扱いできないことがあります。
- ご連絡または請求書類ご提出の時刻等により、死亡保険金をその日のうちにお支払いできない場合があります。

PGFご家族登録サービス 登録ご家族からの照会受付サービス

登録されたご家族であれば、「**ご契約内容のお問い合わせ**」「各種請求書類の契約者宛の送付依頼」「PGF生命マイページのご利用」を行うことができます。

※登録手続きが必要です。
※各種請求のお手続きは、原則、ご契約者さまご本人に行っていただく必要があります。
※未成年の方を登録ご家族にご指定することはできません。



お問い合わせは…PGFご家族登録サービス専用ダイヤル

通話料無料 **0120-56-1069**

<受付時間> 平日9:00～18:00 / 土曜9:00～17:00 (日・祝日・12/31～1/3を除く)



ホームページでもご紹介しています

<https://www.pgf-life.co.jp/procedure/bank/family/>

PGFご家族登録サービス 検索



PGF生命マイページ

契約者および「PGFご家族登録サービス」に登録されているご家族がパソコン・スマートフォン*から、各種サービスを利用することができます。

*一部のOS・ブラウザからはご利用できません。



ご契約内容や
解約返戻金のご確認



住所、受取人変更や
ご家族登録サービスの
各種手続き



生命保険料控除証明書や
保険証券等の再発行



ご契約内容のお知らせ等の
各種通知や保険証券を
Web上でご確認



新規登録やログイン、サービスの詳細は、ホームページをご確認ください

<https://www.pgf-life.co.jp/mypage/index.html>

PGF生命マイページのご案内 検索



- ご利用には、「PGF生命マイページ」の新規登録が必要です。※法人契約は登録できません。
- 契約者と登録されているご家族でご利用いただけるサービスが異なります。
- ご契約内容やご契約の状態によっては、一部サービスをご利用いただけない場合があります。
くわしくは、当社ホームページでご確認ください。

PGF生命の付帯サービス

契約者・被保険者およびご家族（配偶者・2親等内）がご利用いただけるサービス

無料 介護・健康ほっとライン（提供：株式会社保健同人フロンティア）

■電話相談サービス【24時間365日】

介護や健康に対する不安を、いつでも無料で保健師、看護師、管理栄養士、ケアマネージャー等の相談員にご相談いただけます。

相談
内容

- 介護相談（日常の介護や認知症への対処方法等）
- 健康相談（予防や症状の悩み等）
- 医療機関の相談・情報提供
- 子育て相談（育児や子供の病気等）
- 専門医による電話相談

■マイドクターサービス

さらに専門的なご相談を希望の場合は、病状に応じて専門医にご相談いただけます。

相談
内容

- 専門医の情報提供
- 専門医による電話相談

優待 見守り・セキュリティ紹介サービス（提供：ALSOK）

ALSOKが提供する各種セキュリティ・緊急通報サービスを優待価格でご利用いただけます。

- 「HOME ALSOK Connect」（初回2ヵ月月額利用料無料*）
- 「HOME ALSOK みまもりサポート」（初回2ヵ月月額利用料無料*）
- 「まもるっく」（事務手数料無料）

*警備開始日が月中の場合はその月の日割り料金を無料とし、さらに翌月1ヵ月分を無料とします。

この保険の契約者・被保険者がご利用いただけるサービス

無料 脳の健康度チェックサービス（提供：エーザイ株式会社）

■のうKNOW®

4つのトランプテストを実施することで、脳の健康度をご確認いただけます。

テスト
内容

- 脳の反応速度チェック
- 視覚学習チェック
- 注意力チェック
- 記憶力チェック

※パソコン・スマートフォン・タブレットからPGF生命マイページに登録が必要です。
※本サービスは、疾病（認知症含む）の予防や診断を目的としたものではありません。

優待 がんスクリーニング検査サービス（提供：株式会社サリバテック）

■サリバチェッカー

今現在、自分ががんにかかっているかどうかのリスクをだ液を採取して送るだけでご自宅でもチェックいただけます。

※優待価格でご利用いただけます。

<チェックできるがんの種類> ・肺がん ・^{すい}臓がん ・胃がん ・大腸がん ・乳がん（女性のみ） ・口腔がん

※付帯サービスは、PGF生命の保険商品の保障内容の一部ではありません。 ※PGF生命の保険契約が消滅した場合はご利用できません。 ※法人は利用対象外です。 ※ご利用の際には諸条件があり、ご要望にそえない場合があります。 ※脳の健康度チェックサービス「のうKNOW」/がんスクリーニング検査サービス「サリバチェッカー」はパソコン・スマートフォンからPGF生命マイページの登録が必要です。 ※記載の内容は、2024年12月現在のものであり、将来予告なく変更・中止・終了する場合があります。



付帯サービスの内容や利用の範囲・方法等について、
くわしくはPGF生命ホームページをご確認ください。

<https://www.pgf-life.co.jp/procedure/bank/subservice/index.html>



ご契約後にPGF生命からお送りする書類

ご契約後

●生命保険証券・Web保険証券*

保険契約の成立と契約の内容を証明する書類ですので大切に保管してください。

お申し込みから1~2週間後に交付します。

*保険証券の電子化に関する特約を付加している場合はPGF生命マイページにWeb保険証券を掲載のうえ、通知ハガキを郵送します。

保険期間中

●ご契約内容のお知らせ

ご契約の保障内容についてお知らせします。

毎年10月ごろから送付します。

※「PGF生命マイページ」でWeb通知か郵送通知のいずれかを選択いただけます。

●生命保険料控除証明書

生命保険料控除の適用を受ける場合に使用する証明書です。

保険料払込期間中、毎年10月ごろから送付します。

※控除証明書電子交付サービスにお申し込みいただくことで、『マイナポータル』と連携いただけます。



控除証明書電子交付サービスについて、
くわしくはPGF生命ホームページをご確認ください。

<https://www.pgf-life.co.jp/procedure/bank/mynportal/index.html>



よくあるご質問について

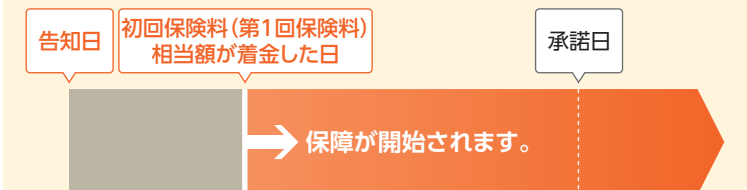
Q1 | 保障はいつからはじまりますか？

A

責任開始期です。

責任開始期とは、告知ならびに初回保険料（第1回保険料）相当額のお払込み（PGF生命への着金）がともに完了したときです。

▶くわしくは36ページの「保障を開始する時期（責任開始期）について」をご覧ください。

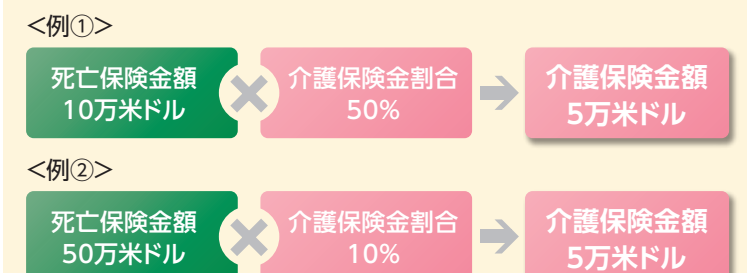


Q2 | 契約後に介護保険金割合を変更することはできますか？

A

できません。

介護保険金割合の指定はご契約時にのみ可能です。
なお、死亡保険金額に介護保険金割合を乗じた額が介護保険金額になります。



契約概要

⚠️ ご契約の前に必ずお読みください。

- ✓ この「契約概要」は、契約の内容等に関する重要な事項のうち、**特にご確認くださいたい事項**を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、**内容をご確認、ご了解のうえ、お申込み**いただきますようお願いいたします。また、お客さまの申込内容については申込書の控をお渡ししますのでご確認をお願いいたします。
- ✓ 「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。

1 | 商品の特徴と仕組みについて

➡ 保険商品の名称：米国ドル建終身保険

➡ 保険の目的

この保険は、以下のご意向があるお客さまにおすすめする商品です。

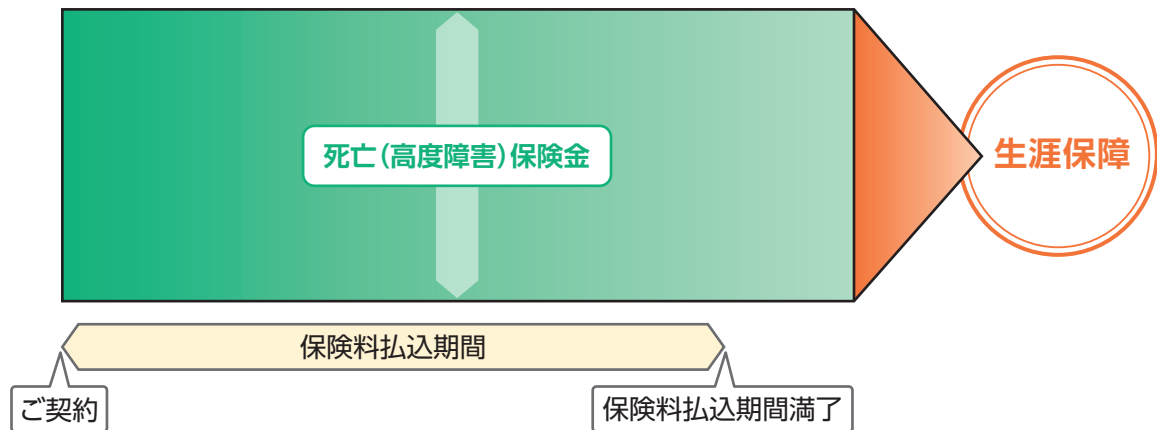
- 米ドル建で一生にわたる認知症への保障、要介護2からの介護保障、高度障害保障、死亡保障を確保したい（認知症への保障、介護保障は介護タイプのみ）。
- 認知症や要介護状態になったときに使うお金（介護保険金）を準備したい（介護タイプのみ）。
- 米ドル建の保険で将来に向けた資産形成を行いたい。

➡ 商品の特徴

- この保険は**万一の保障を終身にわたり確保できる米ドル建の生命保険**です。
- この保険は米ドル建であり、円貨で払い込まれ、または円貨で受け取る場合、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、受取時の為替相場で円に換算した保険金額等が**円でお申込みいただいた保険料総額を下回ることもあり、損失が生じる**おそれがあります。

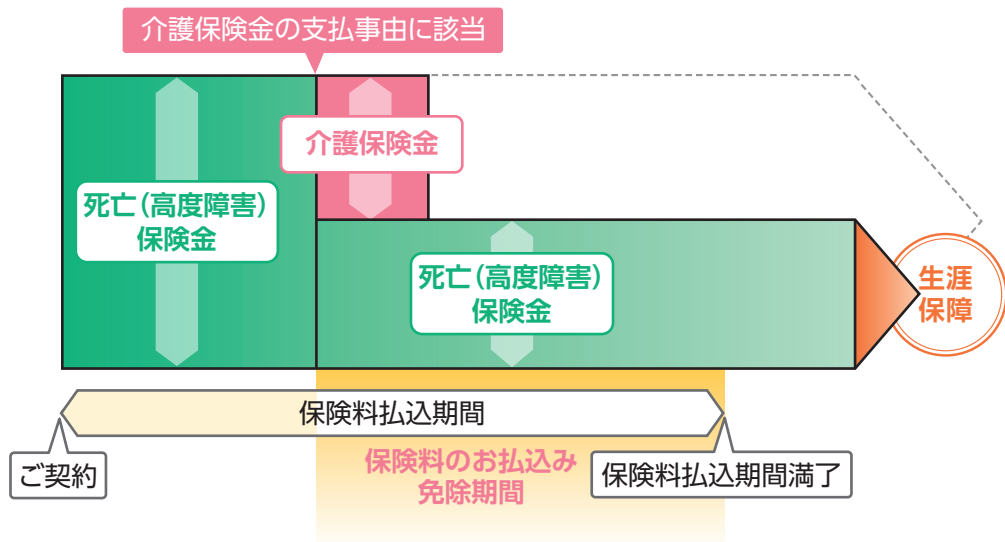
基本タイプ 介護・認知症給付特則が付加されていないタイプ
(米国ドル建終身保険)

<イメージ図>



介護タイプ 介護・認知症給付特則が付加されているタイプ
(介護・認知症給付特則付米国ドル建終身保険)

<イメージ図> 介護保険金割合：50%



2 | 主な保障内容について

基本タイプ

給付名称	支払事由
死亡保険金	被保険者が死亡されたときにお支払いします。
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態*になられたときにお支払いします。

※支払事由に該当し保険金が支払われた場合、保障は消滅します。

<保険料の払込免除について>

被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故*を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態*になられたとき、以後の保険料のお払込みが免除されます。

*所定の高度障害状態・不慮の事故・身体障害状態について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

介護タイプ

給付名称	支払事由
死亡保険金	被保険者が死亡されたときにお支払いします。
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態* ¹ になられたときにお支払いします。
介護保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、下記のいずれかに該当したときにお支払いします。 ①器質性認知症によるPGF生命所定の状態* ² に該当したとき ②公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき ③次の2つの条件を満たすとき 1) 満65歳未満の被保険者がPGF生命所定の要介護状態* ² に該当したこと 2) その要介護状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していること

※死亡保険金・高度障害保険金の支払事由に該当し保険金が支払われた場合、ご契約は消滅します。
※介護保険金の支払事由に該当し介護保険金が支払われた場合、以後の認知症・介護保障は消滅します。
死亡保障・高度障害保障は継続します(介護保険金割合100%の場合、介護保険金のお支払い後、ご契約は消滅します)。

＜保険料の払込免除について＞

- 次のいずれかの場合、以後の保険料のお払込みが免除されます。
- 被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故*¹を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態*¹になられたとき
 - 介護保険金の支払事由に該当し介護保険金をお支払いしたとき

＜介護・認知症給付特則について＞

- 介護・認知症給付特則付米国ドル建終身保険を「介護タイプ」といいます。
- ご契約後に介護・認知症給付特則を付加することはできません。また、ご契約後に介護・認知症給付特則のみを解約することはできません。
- ご契約時に介護保険金割合をご指定いただきます(10%・30%・50%・100%より選択)。介護保険金割合は、ご契約後に変更できません。
- 死亡(高度障害)保険金額に介護保険金割合を乗じた金額が介護保険金額となります。
- 死亡(高度障害)保険金を減額した場合、その減額した死亡保険金と同じ割合で介護保険金も減額されます。
- 介護保険金が支払われた後も死亡(高度障害)保障は生涯にわたって継続します(介護保険金割合100%の場合、介護保険金のお支払い後、ご契約は消滅します)。
- 介護・認知症給付特則を付加したご契約と付加しないご契約で保険料は異なります。また、介護保険金割合によっても保険料は異なります。

*1 所定の高度障害状態・不慮の事故・身体障害状態について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
*2 PGF生命所定の状態など介護保険金のお支払事由について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」の別表46・51・52をご覧ください。

3 | 主な特約とその内容について

⇒ 円換算払込特約

基本タイプ 介護タイプ

- この特約を付加することにより、保険料等のお払込みの際、米ドルを円に換算して、円でお払込みいただけます。
- 円でお払込みいただく際の換算レートは下表の換算基準日におけるPGF生命所定の為替レートを適用します。

対象	換算基準日*
初回保険料 (第1回保険料)	保険料払込日(PGF生命着金日)の前日
2回目以降の保険料	保険料払込日の属する月の前月末日
前納保険料	保険料払込日(PGF生命着金日)の当日

*換算基準日が、PGF生命が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前のその銀行の営業日となります。
※PGF生命所定の為替レートの変動に応じて、受取時の為替相場で円に換算した保険金額・解約返戻金額等が円でお払込みいただいた保険料総額を下回ることもあります。

⇒ 円換算支払特約

基本タイプ 介護タイプ

- この特約を付加することにより、保険金・解約返戻金・年金等は米ドルにかえて円でお受取りいただけます。
- 円でお受取りいただく際の換算レートは下表の換算基準日におけるPGF生命所定の為替レートを適用します。

対象	換算基準日*
死亡(高度障害)保険金・介護保険金・解約返戻金	所定の書類をPGF生命にて受理した日の前日
保険金等の支払方法の選択に関する特約による年金 (米ドル建の年金を円に換算して受け取る場合)	年金支払日の前日

*換算基準日が、PGF生命が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前のその銀行の営業日となります。
※円で保険金・解約返戻金・年金等をお受取りになる場合、お受取りになる金額はPGF生命所定の為替レートの変動に応じて、増減します。

⇒ 円換算貸付特約

基本タイプ 介護タイプ

- この特約を付加することにより、契約者貸付のお借入れやご返済および保険料の自動振替貸付のご返済は米ドルを円に換算して、円でお受取りまたは円でご返済いただけます。貸付金の円でのお受取金額・ご返済金額は、PGF生命所定の為替レートの変動に応じて、増減します。
- 円でお受取りまたはご返済いただく際の換算レートは下表の換算基準日におけるPGF生命所定の為替レートを適用します。

対象	換算基準日*
契約者貸付	お借入れ 所定の書類をPGF生命の本社にて受理した日の前日
	ご返済 返済日の前日

*換算基準日が、PGF生命が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前のその銀行の営業日となります。
※円での貸付金のお受取り、またはご返済をされる場合、お受取金額またはご返済金額は、PGF生命所定の為替レートの変動の影響を受けるため、損失が生じるおそれがあります。

➔ 指定代理請求特約

基本タイプ 介護タイプ

- 主契約の被保険者と受取人が同一人となる保険金等について、受取人がご請求できない所定の事情がある場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。
- 主契約の被保険者と契約者が同一人となる場合の保険料の払込免除について、契約者がご請求できない所定の事情がある場合、あらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。
- 指定代理請求人は1名とし、以下の範囲内より指定いただきます。なお、契約者は被保険者の同意を得て、この範囲内で指定代理請求人を変更することができます。

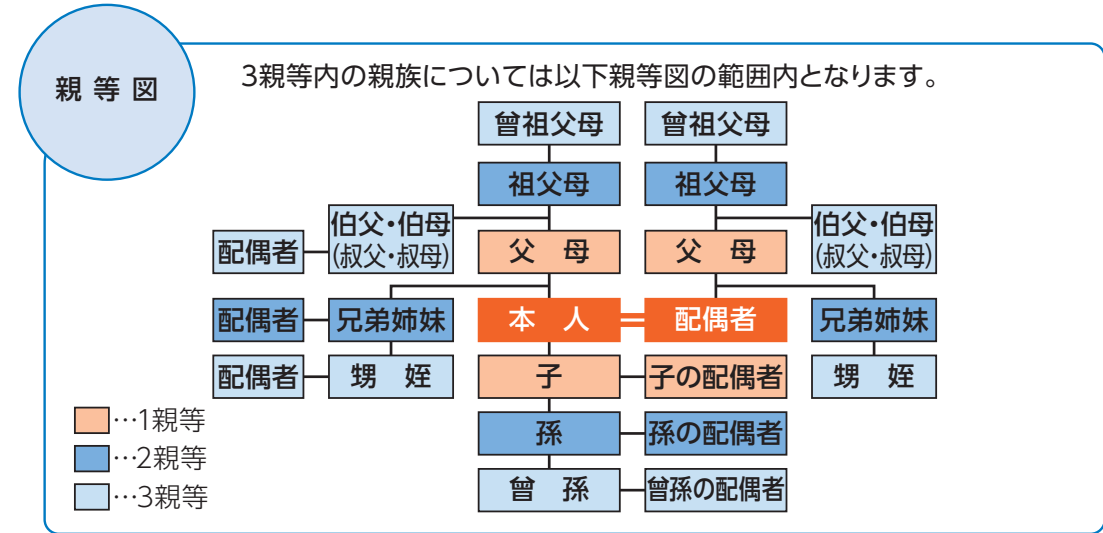
- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 被保険者の3親等内の親族

PGF生命が認めた場合、下記の範囲内からも指定することができます。

- ③ 被保険者と同居または生計を一にしている者
- ④ 被保険者の財産管理を行っている者
- ⑤ 死亡保険金受取人
- ⑥ ③から⑤と同等の関係にある者

※特約を付加する際、証明のため所定の書類が必要になることがあります。くわしくはPGF生命までお問い合わせください。

- 指定代理請求人からご請求いただいた保険金等は、受取人または指定代理請求人の口座へ送金します。
※ご請求の際、指定代理請求人となる方へお支払いについて念書のご記入をお願いしています。
※本来の受取人と異なる方が受け取ることで、税務のお取扱いが異なることがあります。



➔ リビング・ニーズ特約

基本タイプ 介護タイプ

- 被保険者の余命が6ヵ月以内と判断される場合、死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いします(被保険者(または指定代理請求人)が指定した金額(指定保険金額)から指定保険金額に対する6ヵ月分の利息と6ヵ月分の保険料相当額を差し引いてお支払いします)。
- 保険金の支払限度額は30万米ドルとなります*。

* 30万米ドルの限度額その他、PGF生命の他の保険契約と通算して3,000万円(所定の書類をPGF生命にて受理した日の前日におけるTTM(対顧客電信仲値)で換算した円支払額)以内となる必要があります(支払限度額と通算保険金額は将来変更される可能性があります)。

※死亡保険金の全部をお支払いする場合、以後、保険契約は消滅します。また、一部をお支払いする場合、お支払いした部分に相当する金額は減額されたものとして取り扱います。ただし、減額部分に解約返戻金があってもこれをお支払いしません。

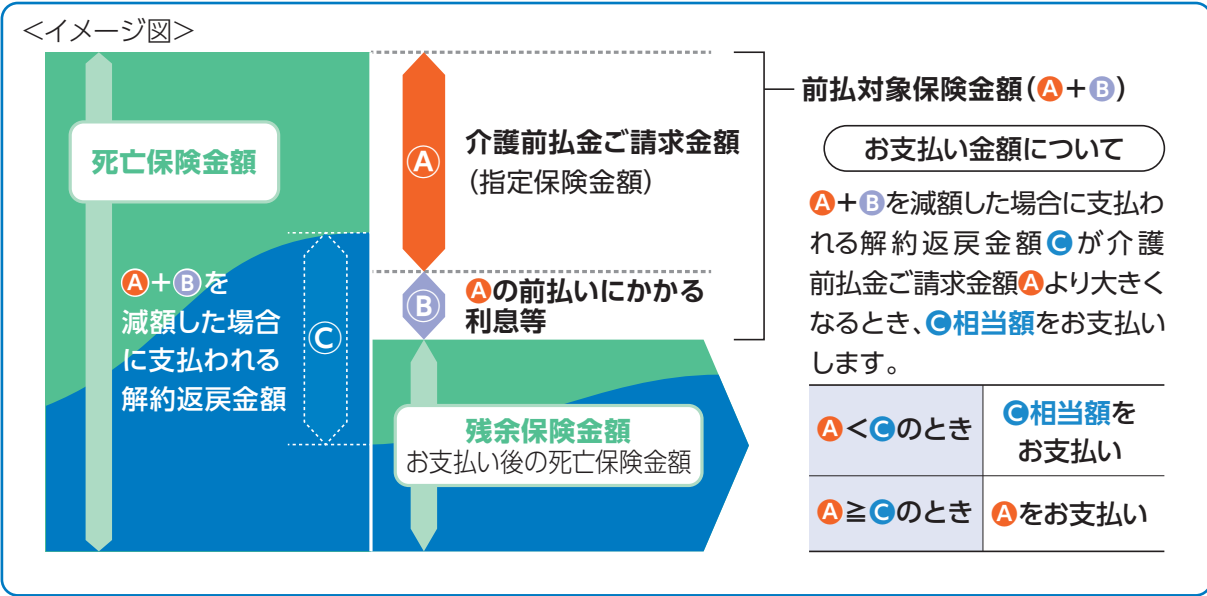
※余命6ヵ月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、PGF生命の医師の見解(場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン)も含めて慎重に判断いたします。余命6ヵ月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命6ヵ月以内であることを意味します。

➔ 介護前払特約

基本タイプ 介護タイプ

- 主契約の保険料払込期間が満了し、かつ被保険者年齢が満65歳以上であるご契約で、被保険者が公的介護保険制度における「要介護4または要介護5」に認定されている場合、主契約の死亡保険金の一部を介護前払金としてご請求できます。
- 介護前払金をお支払いするとき、「前払いにかかる利息等*1」がかかります。そのため、介護前払金額と残余保険金額の合計額は、介護前払金を請求せず死亡保険金を一括受け取りした場合の受取額より少なくなります。
- 「指定保険金額(ご請求いただいた金額)」または「前払対象保険金額(指定保険金額と前払いにかかる利息等*1の合計額)を減額した場合に支払われる解約返戻金額」のいずれか大きい金額をお支払いします。
- 本特約による介護前払金額は、1,000米ドルを下限とし、支払われた介護前払金額に前払いに係る利息等を加えた金額が30万米ドル*2まで、かつ残余保険金額が1,000米ドル以上となるまで指定することができます。
- 介護前払金は年1・2・3・4・6・12回のいずれかの受取回数を選択することができます。

*1 被保険者の年齢やご契約時の予定利率等を用いて、所定の計算方法により算出します。
*2 30万米ドルの限度額その他、PGF生命の他の保険契約と通算して3,000万円(所定の書類をPGF生命にて受理した日の前日におけるTTM(対顧客電信仲値)で換算した円支払額)以内となる必要があります。
※ご請求可能な介護前払金額等について、くわしくはPGF生命コールセンターまでお問い合わせください。
※「ご契約のしおり・約款」の「介護年金」を「介護前払金」と読み替えて記載しています。



<介護前払特約と介護・認知症給付特則の主な違いについて>

	介護前払特約	介護・認知症給付特則
対 象	基本タイプ 介護タイプ (介護保険金お受け取り後)	介護タイプ
給 付	介護前払金	介護保険金
支 払 事 由	以下の いずれにも 該当した場合 ①保険料払込期間満了後 ②被保険者の年齢が 満65歳以上 ③公的介護保険制度による要介護認定を受け 要介護4または要介護5 の状態と認定されていること	以下の いずれかに 該当した場合 ① 器質性認知症によるPGF生命所定の状態 に該当したとき ②公的介護保険制度による要介護認定を受け 要介護2以上 の状態に該当していると認定されたとき ③満65歳未満の被保険者がPGF生命所定の要介護状態に該当し、その状態が180日以上継続しているとき
受 取 人	被保険者	被保険者
給 付 額	「指定保険金額」または「前払対象保険金額を減額した場合の解約返戻金額」のいずれか大きい金額	死亡保険金額 × 介護保険金割合 *1 *1 契約時に10%・30%・50%・100%より選択
請 求 に つ い て	年1回を限度に複数年にわたって請求可能	保険期間中1回限り請求可能 介護保険金のお支払い後、認知症・介護保障は消滅 (介護保険金割合が100%の場合、契約が消滅)
受 取 方 法	一括受取 分割受取	一括受取 年金受取*2 一括と年金で受取*2 *2「保険金等の支払方法の選択に関する特約」を付加した場合(くわしくは25～26ページをご覧ください)。
支 払 後 の 主 契 約 に つ い て	前払対象保険金額 (介護前払金額+前払いに係る利息等)が主契約の死亡保険金額から減額	介護保険金相当額 が主契約の死亡保険金額から減額

※介護・認知症給付特則について、くわしくは21ページをご覧ください。

<介護タイプで、本特約を付加する場合>

- 介護保険金をお支払いし保険料のお払込みが免除されている場合、ご契約当初に定めた(保険料が免除されなかった場合の)保険料払込期間が満了となるまで、本特約による介護前払金のご請求はできません。
- 介護保険金割合が100%の場合、本特約をお取扱いできません。

➔ 保険金等の支払方法の選択に関する特約

基本タイプ

介護タイプ

- 保険金の請求時に保険金の受取人からのお申出により本特約を付加することで、保険金を年金で受け取ることや据え置くことができます。また、解約請求時に契約者からのお申出により本特約を付加することで、解約返戻金を年金で受け取ることや据え置くことができます。
- 年金は年1・2・3・4・6・12回のいずれかの受取回数を選択することができます。
- 年6回を選択いただく場合、受け取る月を偶数月または奇数月から選択することができます。
- 解約返戻金を年金で受け取る場合や据え置く場合は、契約日から5年(保険料払込期間が3年の場合は契約日から3年)を経過していることを要します。
- 保険金や解約返戻金を据え置く場合、10年を限度に、PGF生命所定の利息*をつけて据え置きます。

*据置利息はPGF生命所定の利率および計算方法で計算され、金利情勢等により将来に向かって見直されることがあります。

※将来お受取りになる年金額は、年金基金設定時の基礎率等(予定利率等)に基づいて算出されます。ただし、最高年金額は30万米ドル(円建の場合3,000万円)で、最低年金額は500米ドル(円建の場合は1回あたりの支払額2万円かつ年金年額24万円)のお取扱いとなります。また、30万米ドルの限度額のほか、PGF生命の他の保険契約と通算して3,000万円(所定の書類をPGF生命にて受理した日の前日におけるTTM(対顧客電信仲値)で換算した円支払額)以内となる必要があります(将来変更される可能性があります)。

年金のお受取方法について

確定年金(年金支払期間指定型)



年金受取期間 5～70年(5年単位)

- 年金受取人が指定した年金受取期間に応じた年金額をお支払いします。
- 年金受取人が年金受取期間中にお亡くなりになった場合、残存期間に対する未払いの年金の現価に相当する金額をお支払いします。
- 年金受取人の取扱年齢範囲は0歳以降、100歳から年金受取期間の年数を控除した年齢まで(90歳限度)となります。

確定年金(年金額指定型)



年金受取期間 指定年金額により定まる期間(5年以上1年単位)

- 年金受取人が指定した年金額をお支払いします。
- 年金受取人が年金受取期間中にお亡くなりになった場合、残存期間に対する未払いの年金の現価に相当する金額をお支払いします。
- 年金受取人の取扱年齢範囲は0歳以降、100歳から年金受取期間の年数を控除した年齢まで(90歳限度)となります。

保証期間付終身年金



保証期間 5年・10年・15年・20年

- 年金受取人が生存されている場合、年金をお支払いします。
- 保証期間中に年金受取人がお亡くなりになった場合、保証期間の残存期間に対する未払いの年金の現価に相当する金額をお支払いします。
- 年金受取人の取扱年齢範囲は50歳以降、100歳から保証期間の年数を控除した年齢まで(90歳限度)となります。

保証期間付夫婦連生終身年金



保証期間 5年・10年・15年・20年

- 年金受取人およびその配偶者のいずれかが生存されている場合、年金をお支払いします。
- 保証期間中に年金受取人およびその配偶者のいずれもお亡くなりになった場合、保証期間の残存期間に対する未払いの年金の現価に相当する金額をお支払いします。
- 年金受取人およびその配偶者の取扱年齢範囲は50歳以降、100歳から保証期間の年数を控除した年齢まで(90歳限度)となります。

➔ 疾病障害による保険料払込免除特約

基本タイプ

- 被保険者が疾病により所定の身体障害状態*に該当されたとき、以後の保険料のお払込みが免除されます。

*所定の身体障害状態について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

- この特約には、解約返戻金はありません。

※本特約を付加する場合、本特約の特約保険料のお払込みが伴います。

4 | 保険料について

保 険 料 払 込 方 法	月払・半年払・年払
保 険 料 払 込 期 間	3年・5年・10年・15年・20年・25年・30年・ 55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・終身払
保険料払込方法(経路)	●初回保険料(第1回保険料) PGF生命の指定する口座にお振込みいただきます。 ●2回目以降の保険料 以下の払込方法(経路)のいずれかによりお払込みいただきます。 ①口座振替扱い 口座振替日は提携金融機関によって異なります。 ②クレジットカード扱い - お取扱いに際し、クレジットカード会社に対してご利用カードについての有効性等の確認をさせていただきます(有効性等の確認ができなかった場合にはお取扱いできない場合があります)。 - 保険料払込方法が月払で、一回分の保険料が500米ドル以下のご契約につきご利用いただけます。なお、半年払・年払の保険料、および前納保険料のお払込みについてはご利用いただけません。 ●前納保険料 PGF生命の指定する口座にお振込みいただきます。
保 険 料 払 込 通 貨	●初回保険料(第1回保険料) 米ドルまたは円(円換算払込特約)でお払込みいただきます。 ●2回目以降の保険料 米ドル*1または円(円換算払込特約)でお払込みいただきます。 *1 米ドルでのお払込みは、保険料払込方法が年払の場合にのみお取扱いします。ただし、初回保険料(第1回保険料)を円でお払込みいただく場合、ご契約時に米ドルでの口座振替をお申出いただくことはできません。 ●前納保険料 米ドルまたは円(円換算払込特約)でお払込みいただきます。

※円で保険料をお払込みになる場合(円換算払込特約)、お払込みになる保険料額は、PGF生命所定の為替レートの変動に応じて、平準払いにおける毎回の払込みのたびごとに変動(増減)します。

<契約日について>

- お申込内容・被保険者の性別・満年齢による計算の基準日を契約日といい、保険料は契約日を基準に計算されます。
 - 通常、責任開始日*が契約日となりますが、保険料払込方法が月払(口座振替扱またはクレジットカード扱)の場合は責任開始日の属する月の翌月1日が契約日となります。
- *責任開始期の属する日を責任開始日といいます。責任開始期について、くわしくは[36ページの「保障を開始する時期\(責任開始期\)について」](#)をご覧ください。

<高額割引制度について>

ご契約の主契約の保険金額が5万米ドル以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料の負担が軽くなります。

<前納について>

- 将来の保険料の全部または一部(月払契約の場合は5回以上となります)を**前もってお払込みいただくことができます。**
 - 保険料を前納いただいた場合、**PGF生命所定の利率で保険料を割り引きます。**
 - 前納いただく場合、保険料は米ドルまたは円でお払込みいただくことができます。
- ※**前納期間中、解約返戻金や保険金等をお支払いする場合や保険料の払込免除等、保険料のお払込みを要しなくなった場合を除き、前納保険料の残額の払戻しはできません。**

5 | ご加入条件について

保 険 期 間	終 身		
被 保 険 者 の 契 約 年 齢 範 囲 (満年齢)	保険料払込期間	被保険者の年齢範囲	
		基本タイプ	介護タイプ
	3年	0歳～75歳	6歳～75歳
	5年		
	10年		
	15年		
	20年	0歳～70歳	6歳～70歳
	25年	0歳～65歳	6歳～65歳
	30年	0歳～60歳	6歳～60歳
	55歳	0歳～45歳	6歳～45歳
	60歳	0歳～50歳	6歳～50歳
	65歳	0歳～55歳	6歳～55歳
	70歳	0歳～60歳	6歳～60歳
	75歳	0歳～65歳	6歳～65歳
	80歳	0歳～70歳	6歳～70歳
	85歳	0歳～75歳	6歳～75歳
終身払			
最 低 死 亡 保 険 金 額	2万米ドル (取扱単位:1,000米ドル)		
最 高 保 険 金 額 *1	――	死亡保険金額 700万米ドル *2	介護保険金額 *3 100万米ドル *4

- *1 最高保険金額については、被保険者の年齢や職業、またPGF生命以外の他社も含めた保険契約等により、ご加入いただける上限額が異なります。
- *2 700万米ドルの限度額のほか、7億円(申込日の属する月の前月末のTTM(対顧客電信仲値)で換算)以内(同一の被保険者に対しての通算も含む)となる必要があります。
- *3 ご契約時にご指定いただく介護保険金割合によって、お引き受けできる最高保険金額は異なります。
- *4 100万米ドルの限度額のほか、1億円(申込日の属する月の前月末のTTM(対顧客電信仲値)で換算)以内(同一の被保険者に対し、終身保険、米国ドル建終身保険、米国ドル建終身保険(保険料円払込型)、認知症給付特別付介護保障付一時払特別終身保険(米国ドル建)等の通算も含む)となる必要があります。

※契約年齢(被保険者)が満15歳未満の場合、ご契約時の保険金額は1,000万円(申込日の属する月の前月末のTTM(対顧客電信仲値)で換算します)までとなります。なお、他にご契約されている保険契約がある場合には、保険金額のお引受けを制限する場合があります。

※保険金額、保険料等については申込書面または申込書控にてご確認ください。

※上記以外にもご加入に際しては制限がございます。

<受取人について>

- 死亡保険金受取人
原則、被保険者の配偶者または2親等内の親族を指定できます。

6 | 配当金について

- この保険は無配当保険のため、配当金はありません。

7 | 解約返戻金について

- 保険期間中、いつでも将来に向かって保険契約の解約をすることができます。解約した場合、解約返戻金を請求することができます。
- 保険料払込期間中、保険金額を減額し保険料のお払込額を少なくすることができます。保険金額の減額部分は解約されたものとして取り扱います。なお、減額は主契約の保険金額が2万米ドルを下限として1,000米ドル単位(介護保険金のお支払い後は100米ドル)で取り扱います(将来変更される可能性があります)。
- 解約の際、解約控除がかかります。くわしくは33ページの「解約(減額)の際にご負担いただく費用」をご覧ください。

8 | 為替リスクについて

- この保険は為替リスクがあります。為替リスクについて、くわしくは32ページの「為替リスクについて」をご覧ください。

9 | 諸費用について

- この保険でご負担いただく諸費用について、くわしくは31～32ページの「ご契約にかかる費用について」をご覧ください。

注意喚起情報

⚠️ ご契約の前に必ずお読みください。

- ✓ この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して **特にご注意いただきたい事項** を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、**内容をご確認・ご了解のうえ、お申込み** いただきますようお願いします。
- ✓ この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、**「ご契約のしおり・約款」** に記載しておりますのでご確認ください。

➡️ ご契約にかかる費用について

この商品でご負担いただく費用の合計額は、「保険料より控除される費用」および各種お取り扱い、お受取りの際にご負担いただく費用となります。

<保険料より控除される費用>

お申込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持・死亡保障等に係る費用等に充てられ、それらを除いた金額が積立金等で運用されます。なお、これらの費用については、年齢別の発生率を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。

<保険料を円でお支払いいただく場合の費用>

「円換算払込特約」を付加して保険料を円で払い込む場合の為替レートと仲値(TTM)との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます(PGF生命所定の為替レート 2025年4月現在:指定銀行のTTM+50銭)。

<保険金等を円でお受取りいただく場合の費用>

「円換算支払特約」を付加して保険金等を円でお受取りいただく場合の為替レートと仲値(TTM)との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます(PGF生命所定の為替レート 2025年4月現在:指定銀行のTTM-1銭)。

<保険料を米ドルでお支払いいただく場合、保険金等を米ドルでお受取りいただく場合の費用>

- 取扱金融機関により諸手数料* (リフティングチャージ等) が必要な場合があります。
- 米ドルで保険料をお支払いいただく場合の手数料* (PGF生命の口座に送金するための送金手数料) をご負担いただく場合があります。
* 金融機関ごとに手数料が異なるため、一律に記載することができません。
くわしくは取扱金融機関にご確認ください。
- 米ドルで保険金等をお受取りいただく場合の手数料 (PGF生命からご契約者または受取人の口座に送金するための送金手数料) をお受取額より差し引くことがあります(受取時にPGF生命にご確認ください)。
※クーリング・オフ等で保険料を米ドルでお受取りいただく場合の費用も同様です。

<保険金・解約返戻金を年金でお受取りいただく場合の費用>

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0% (2025年4月現在) を年金支払日に年金原資より控除します。

➡️ 為替リスクについて

この保険は米ドル建であり、円貨でお支払いいただく場合、または円貨でお受取りいただく場合、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、受取時の為替相場で円に換算した保険金額等が円でお支払いいただいた保険料総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- 円で保険料をお支払いになる場合 (円換算払込特約)、**お支払いいただく保険料は、PGF生命所定の為替レートの変動に応じて、平準払いにおける毎回の支払のたびに変動(増減)します。**
- 円で保険金・年金・解約返戻金等をお受取りになる場合 (円換算支払特約)、**お受取りになる金額はPGF生命所定の為替レートの変動に応じて、増減します。**
- 契約者貸付等 (自動振替貸付を含みます) をご利用の際に円での貸付金のお受取り、または元利金のご返済をされる場合 (円換算貸付特約)、**お受取金額またはご返済金額は、PGF生命所定の為替レートの変動の影響を受けるため損失が生じるおそれがあります。**
- この保険にかかる**為替リスクは保険契約者および受取人に帰属**します。
- 為替相場の変動がなかった場合でも、**為替手数料分 (TTSとTTBの差額) が差し引かれるため、お受取金額がお支払いになった円換算の保険料の総額を下回る場合があります。**
- クーリング・オフ等により、PGF生命が米ドルで保険料を返金した場合、**返金された米ドルを円に換算したときに為替差損が生じる**可能性があります。

➡ 解約と解約返戻金について

- お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって、解約されますと、**解約返戻金額は払込保険料総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**
- 解約返戻金は、保険種類、契約年齢（被保険者）、性別、経過年数等によっても異なりますが、特に**ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。**

<解約（減額）の際にご負担いただく費用>

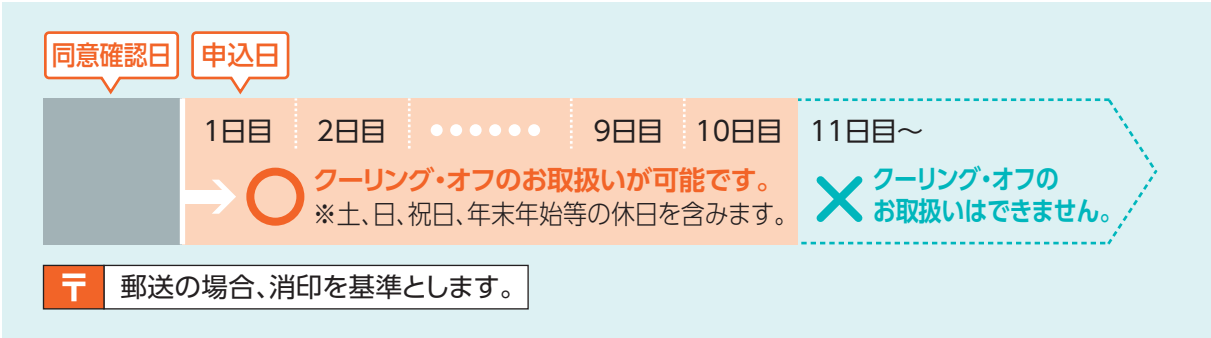
契約日から10年未満かつ保険料払込期間中に解約（減額）された場合、解約日（減額日）の責任準備金額から、経過年数に応じた所定の金額（解約控除*）を控除した金額が解約返戻金額となります。

* 解約控除の金額は契約年齢（被保険者）・性別・保険料払込期間・保険料払込方法（回数）・保険金額等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載することができません。

1

お申込みの撤回または
解除（クーリング・オフ制度）について

- 申込者または契約者（以下「申込者等」といいます）は、**申込日**または**本書面についての同意確認日（意向確認書の確認日）**のいずれか遅い日からその日を含めて**10日以内（土、日、祝日、年末年始等の休日を含む）**であれば、電磁的記録または書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。



- お申込みの撤回等をされた場合、**原則 PGF 生命にお払込みいただいた保険料と同通貨で同額をご返金します。**
- **円換算払込特約の付加有無等により、お申込みの撤回等に伴いご返金する通貨が異なります。くわしくは、下記をご参照ください。**

	保険料のお払込み時の通貨	お申込みの撤回等の際の返金通貨
円換算払込特約を付加 する 場合	円*1	円*3
円換算払込特約を付加 しない 場合	米ドル*2	米ドル*4

- *1 円換算払込特約に伴う為替手数料が発生します。
 - *2 金融機関で円を米ドルに交換する場合、所定の手数料が発生します。また、お客さまの口座からPGF生命の口座に送金するための、送金手数料が発生することがあります。
 - *3 円でお払込みいただいた金額と同額を返金いたします。
 - *4 米ドルでお払込みいただいた金額と同額を返金いたします。ただし、当初の資金が円の場合（金融機関で米ドルに交換した場合）、以下により、返金額が円ベースでは**元本割れすることがあります。**
 - ①円から米ドルへの両替にかかる金融機関所定の手数料
 - ②米ドルから円への両替にかかる金融機関所定の手数料
 - ③送金および着金にかかる金融機関所定の手数料
 - ④為替差損(益)
- ※**米ドルでお受取りいただくための外貨預金口座をお持ちでない等の場合は、米ドルを円に換算してご返金します。その場合、為替差損が生じる可能性があります。**

【お申込みの撤回等の方法】

電磁的記録による方法と、お申込みの撤回等の意思を記載した書面をPGF生命本社宛に郵送もしくは直接提出していただく方法があります。
※お申込みの撤回等は募集代理店にお申出いただいてもお手続きできません。PGF生命にお申し出ください。

＜電磁的記録の場合＞

PGF生命ホームページの「お問い合わせ」よりお申出、お手続きください。



PGF生命ホームページ
<https://www.pgf-life.co.jp/inquiry/index.html>



＜書面の場合＞

「お申込みの撤回等をする旨」を明記のうえ、申込者等の氏名(自署)、住所、電話番号、申込書番号(申込書控に印字)、保険料返金先(返金口座)をご記入ください(契約者が法人の場合は申込書と同一印の押印をお願いします)。

お申出書面(封書)の記載見本

切手
〇〇局
00.00.00
10日以内の
消印有効

1008964
PGF生命
クーリング・オフ担当
宛
東京都千代田区永田町2丁目13番10号
プルデンシャルタワー

PGF生命 行
私は下記契約の申込みを撤回します。

氏名 〇〇 〇〇
住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
申込書番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
保険料返金先 〇〇銀行 〇〇支店
預金種目 〇〇
口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名義人 〇〇〇〇

●お申込みの撤回等をする旨の明記
●自署
●申込書控に印字
●すでに保険料を払い込まれた場合*

●送付先
〒100-8964
東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー
PGF生命 クーリング・オフ担当

*PGF生命にお申込みいただいた保険料が外貨の場合は外貨口座をご記入ください。

【お申込みの撤回等のお取扱期限】

お申込みの撤回等の方法	お取扱期限
電磁的記録	PGF生命が電磁的記録を受信した日が10日以内まで有効
書面の郵送	10日以内の消印まで有効
書面の直接提出	PGF生命本社で書面を受理した日が10日以内まで有効



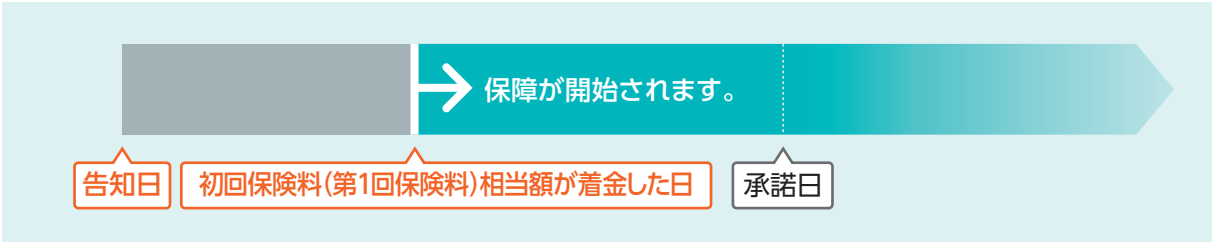
以下の場合、お申込みの撤回等(クーリング・オフ)はお取扱いできません。
①PGF生命の指定した医師の診査を受けられた場合
②債務履行の担保のための保険契約である場合
③既契約の更新・更改、または既契約の内容変更(特約の中途付加等)の場合

2 告知義務について

- 契約者や被保険者にはご健康状態やご職業等ありのままを告知していただく義務(告知義務)があります。ご契約にあたっては、「告知書」でPGF生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 医師による診査を受けられる場合、医師が口頭で告知を求めますので、ありのままを正確にもれなくお伝え(告知)ください。
- 告知受領権はPGF生命およびPGF生命が指定した医師が有しております。販売の担当者(生命保険募集人)は告知受領権がなく、**販売の担当者(生命保険募集人)に口頭でお話しされただけでは告知をしていただいたことにはなりません。かならず告知書にて告知してください。**
- ご契約の申込み後または保険金・給付金等のご請求の際に、申込内容や保険金・給付金等の請求内容、告知内容等について、**PGF生命社員またはPGF生命の委託を受けた者がご確認にお伺いすることがあります。**
- 傷病歴等がある場合、ご契約をお断りさせていただく場合があります。なお、傷病歴等がある方を全てお断りするものではなく、「保険料の割増」「保険金の削減」等の特別な条件をつけてご契約をお引受けできる場合があります。また、傷病によっては特別な条件をつけずに「無条件」でご契約をお引受けできる場合があります。
- **故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。**
- **ご契約または特約を解除した場合は、たとえ保険金や給付金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、払込保険料をお返しすることができません。**
- 被保険者が入院中または入院・手術を予定されている場合や、余命宣告を受けられている場合には、お申込みいただけません。

3 保障を開始する時期(責任開始期)について

- PGF生命がご契約のお申込みを承諾した場合には、**初回保険料(第1回保険料)相当額のお払込み(PGF生命への着金)と告知**がともに完了した時から、ご契約の保障が開始されます。



- 販売の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してPGF生命が承諾したときに有効に成立します。

4

保険金等をお支払いできない場合について
(以下、代表的な例)

- 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合。
ただし、ご契約時の告知等によりPGF生命がその疾病について知っていた場合等は、保険金等をお支払いすることがあります。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合。
- 保険金、給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等重大事由によりご契約または特約が解除された場合。
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合。
- 詐欺によりご契約が取消となった場合や保険金、給付金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合。
- 免責事由に該当した場合（責任開始日（最後の復活日、復旧日）から2年以内の被保険者の自殺、契約者または受取人が故意に被保険者を死亡させた場合等）。

➡くわしくは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

5

保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等について

- 保険料は払込期月（保険料をお払込みいただく月）内にお払込みください。なお、払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間*を設けています。
*猶予期間は次のとおり払込方法によって異なります。

払込方法	払込猶予期間
月払契約	払込期月の翌月初日から末日までとなります。
半年払・年払契約	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日（翌々月に契約応当日がない場合、翌々月の末日）までとなります。ただし、払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、猶予期間はそれぞれ4月、8月、1月の各末日となります。

- 払込猶予期間内にお払込みがないと、ご契約の効力が失われます（失効）。ただし、保険料のお払込みのご都合がつかない場合でも、あらかじめ保険料の自動振替貸付を希望しない旨のお申出がない限り、解約返戻金の範囲内で保険料を自動的に立て替え、ご契約を有効に継続させます。立替金にはPGF生命所定の利率による利息（複利）が加算されます。
- 失効しても所定の期間内であれば失効取消、復活の手続きが可能です。

手続き	手続き可能期間	手続き方法
失効取消	保険料払込猶予期間の満了日の翌日から猶予期間満了日の属する月の翌月末日までとなります。	延滞保険料のお払込み
復活	保険料払込猶予期間の満了日の翌日から3年以内となります。	告知（ご契約によっては診査）*と延滞保険料のお払込み

- *健康状態等により復活できない場合があります。
- ご契約の復活をPGF生命が承諾した場合には、告知と所定の金額のお払込みがともに完了したときから、ご契約の保障が開始されます。

6

生命保険会社の業務または財産の状況の変化による
保険金額等の削減について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- PGF生命は、生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 **TEL 03-3286-2820**

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午／午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

7

預金等との違いについて

本商品はPGF生命を引受保険会社とする**保険商品**です。このため預金とは異なり、**元本の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません（保険契約者保護機構制度の対象となります）。**

8

現在のご契約を解約・減額することを前提に
新たにご契約のお申込みをされる場合について

- 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たにご契約のお申込みをされる場合、**不利益となることがあります。**
- 解約・減額されるご契約の解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。**
- ご契約後、所定の年数を経過した有配当の保険契約に対する配当の権利等を失う場合があります。**
- 新たにお申込みのご契約について、被保険者の健康状態等によりお断りする場合があります。**

➡くわしくは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

9 税務のお取り扱いについて

<お払込みいただく保険料について>

- 1月1日から12月31日までにお払込みいただいた保険料のうち一定の金額が契約者のその年の所得から差し引かれ所得税と住民税の負担が軽減されます。
※受取人が契約者あるいはその配偶者またはその他の親族の場合に適用されます。
- 保険料を前納された場合、前納時だけでなく前納期間中も生命保険料控除の対象となります。前納期間中の控除額は前納保険料を前納回数で按分した額となりますので、毎回の保険料額とは相違します。

保険料	対象
主契約(基本タイプ)	一般生命保険料控除
主契約(介護タイプ)	
疾病障害による保険料払込免除特約	介護医療保険料控除

※**介護タイプの保険料も一般生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の対象とはなりません。**

- 三井住友信託銀行株式会社の「おひとりさま信託〈生命保険型〉」と同時に米国ドル建終身保険PGへお申込みいただき、死亡保険金受取人が「三井住友信託銀行株式会社」の場合、お払込みいただく保険料について、「おひとりさま信託〈生命保険型〉」の金銭信託の委託者と帰属権利者の関係が次の場合は「生命保険料控除」の対象となります。

委 託 者	保険契約者(保険料負担者)
受 託 者	死亡保険金受取人(三井住友信託銀行株式会社)
帰属権利者	保険料負担者の配偶者、またはその他の親族

※**帰属権利者が上記以外の場合は対象となりません。**

<保険金等にかかる税金について>

- 死亡保険金にかかる税金は、契約形態によって異なります。

契約内容	契約例			税金の種類
	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者	相続税
契約者と受取人が同一人の場合	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)+住民税
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税

- 高度障害保険金、介護保険金、リビング・ニーズ特約および介護前払特約による保険金等は受取人が主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族に該当する場合、所得税および住民税は非課税*となります。

※**「生命保険契約に基づく給付金で身体の傷害に基因して支払を受けるもの」に該当し、年金受取・一時金受取を問わず非課税になります(所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-20、9-21)。ただし、法令等の趣旨に逸脱した場合には、この限りではありません。**

<解約返戻金にかかる税金について>

解約された場合、解約返戻金と既払込保険料等の差額が所得税(一時所得)と住民税の対象となります。

一時所得について

年間50万円の特別控除があり(他の一時所得と合算されて適用されます)、特別控除の50万円を超える部分について、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象金額} = \{ [\text{収入} - \text{必要経費}] - \text{特別控除} \} \times 1/2$$

(受取額)(払込保険料等) (50万円)

<税務上の換算レートについて>

本保険の税法上のお取り扱いについては円建の生命保険と同様になります。
一般的に次の為替レートを適用し、円換算するものとされています。くわしくは、所轄の税務署等にご確認ください。

保険金等のお受取りを米ドルで行う場合

項目	換算基準日	換算時の為替レート*
死 亡 保 険 金	<相続税・贈与税の対象となる場合> 被保険者の死亡日	TTB(対顧客電信買相場)
	<所得税の対象となる場合> 被保険者の死亡日	TTM(対顧客電信仲値)
解 約 返 戻 金	解約日・減額日	

*PGF生命の行う税務計算上はPGF生命が指標として指定する銀行のTTM(対顧客電信仲値)およびPGF生命所定のTTB(対顧客電信買相場)に準じる為替レートを用います。

<保険料のお払込み、保険金等のお受取りを各種特約を付加して円貨で行う場合>

円換算払込特約により円貨でお払込みいただく場合は、実際のその円換算額を基準にします。
また、円換算支払特約により円でお受取りの場合は、実際のその円換算額を基準とします。

➡くわしくは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

2024年12月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。
個別の税務取扱につきましては、**所轄の税務署等**にご確認ください。

10 保険金・給付金等のご請求について

保険金等の支払事由が生じた場合、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お問い合わせ窓口

保険金請求専用ダイヤル

通話料
無 料

コール オシハライ

0120-56-4861

<受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3を除く)

- お客さまからのご請求に応じて、保険金・給付金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金・給付金等の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにPGF生命にご連絡ください。
- PGF生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないことがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、すみやかにPGF生命コールセンター(0120-56-2269)までご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」、「PGF生命ホームページ」、「保険金などのご請求等のご案内」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 保険金・給付金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等はおご連絡ください。
- 被保険者と受取人が同一となる保険金等について、受取人が請求できない所定の事情がある場合、指定代理請求人が請求することができます。指定代理請求人に対し、支払事由および請求できる場合があることを、あらかじめお伝えください。

➡くわしくは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

11 お問い合わせ窓口について

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お問い合わせ窓口

PGF生命コールセンター

通話料
無 料

コール ジ ブ ロック
0120-56-2269

<受付時間>平日9:00～18:00／土曜9:00～17:00(日・祝日・12/31～1/3を除く)

- この商品に係る**指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会**です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により**生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております**。また、**全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております(ホームページアドレス<https://www.seiho.or.jp/>)**。**お問い合わせ先については、PGF生命コールセンターまでご照会ください**。
- 生命保険相談所が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- PGF生命の個人情報保護方針についてはPGF生命ホームページ(<https://www.pgf-life.co.jp/>)に掲載をしておりますのでご覧くださいか、上記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

12 その他ご確認いただきたい事項について

- 保険金等のお支払いや保険料の払込免除のご請求をする権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年を過ぎますと、時効によって消滅します。
- 契約年齢(被保険者)、性別、保険期間、保険料払込期間等によっては、死亡保険金の額が、お払いいただいた保険料の合計額を下回ることとなる場合があります。
- 被保険者は契約者に対してご契約の解約を請求することができます。

個人情報のお取り扱いについて(ご契約者さまへ)

このお知らせは、PGF生命の生命保険契約の契約者となられる皆さまの個人情報のお取り扱いについてまとめたものです。下記の明示事項および同意事項をご確認のうえお申し込みください。

※個人情報のお取り扱いに関する詳細は、当社ホームページの個人情報保護方針(<https://www.pgf-life.co.jp/privacy/index.html>)をご確認ください。

✓ 本申込みににおいて取得する個人情報についてサービスのご提供等のために利用します

明示事項

PGF生命は、生命保険業に伴って取り扱う個人情報につきましては、お客さまとお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、下記の目的で取得・管理・利用します。なお、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)については、保険業法施行規則において、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的にその利用が限定されています。

①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ②関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
③PGF生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ④その他保険に関連・付随する業務

✓ 必要な範囲で医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を取得、利用または第三者提供します

同意事項

PGF生命は、各種保険契約のお引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公平性確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を取得、利用または第三者提供致します。

取得した機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報は担当部門以外に業務上適切な範囲で契約者・被保険者・募集関係人・事務担当者等に知らせることがあります。なお、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報は既に取得しているものも含みます。

また、お申込内容の確認等をさせていただくことがあります。被保険者さまの機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報についてご契約者さま等より取得する場合があります。

✓ 保険契約が締結に至らなかった場合や消滅した後も個人情報を保持します

同意事項

PGF生命は、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を含め本申込みににおいて取得した、または既に取得している個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も保持致します。なお、取得した申込関係書類等についての返却は行いません。

✓ 個人情報を再保険会社(外国にある会社を含みます)に提供することがあります

同意事項

PGF生命は各種保険契約のお引受けの判断を照会したり、お引受け後の保険契約の引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険以降の再保険を含む)を行うことがあります。この場合、PGF生命は再保険会社(外国にある会社を含みます)が各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に利用するために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社(外国にある会社を含みます)に提供することがあります。

また、提供する個人情報には受取人、指定代理請求人、ご家族情報等が含まれる場合がございますので、あらかじめご契約者さまよりご説明、ご理解をいただいたうえでお申込みくださいますようお願い致します。

✓ 個人情報を医療機関等に照会・提供することがあります

同意事項

PGF生命は、医療機関へ前述「各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い」の利用目的達成のために業務上適切な範囲で既に取得しているものも含めてお申込内容等の個人情報を照会・提供する場合があります。

✓ 個人情報をお客さまが所属する団体に提供することがあります

同意事項

勤務先等の団体扱・集団扱等でご加入される場合、PGF生命はお客さまの所属する団体へ前述の利用目的達成のために業務上適切な範囲でお申込内容等の個人情報を提供する場合があります。

✓ ジブラルタ生命との間で個人情報を相互に提供します

同意事項

PGF生命は、PGF生命のグループ会社であるジブラルタ生命に加入されているご契約がある場合、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を含め本申込みににおいて取得したまたは両社がすでに取得している個人情報について、PGF生命とジブラルタ生命の間で相互に提供します。提供された個人情報はご契約内容のご照会、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他各種手続きのために利用します。

✓ 保険契約等のお引受け・保険金等のお支払いの判断の参考とするために、ご契約内容が登録されます

明示事項

PGF生命は、(一社)生命保険協会(「協会」、協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(総称して「各生命保険会社等」))とともに、保険契約もしくは共済契約等(「保険契約等」)のお引受けの判断または保険金もしくは給付金等(「保険金等」)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報(被保険者名、死亡保険金額、入院給付日額等)を協会に登録しております。

協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において前述の目的のため利用されることがあります。また、協会の会員生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。

✓ お支払い等の判断のために、各生命保険会社等と情報を共同して利用することがあります

明示事項

PGF生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、PGF生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、(1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内)(3)保険種類、契約日、復活日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法等の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて照会をなし、他の生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することがあります。

これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。



「ご契約のしおり・約款(Web約款)」のご案内

— 米国ドル建終身保険 —

PGF生命では、お客さまの利便性の向上のため、
「ご契約のしおり・約款(Web約款)*」をおすすめしています。

*Web約款とは、PGF生命のホームページにて閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。「ご契約のしおり」は、ご契約内容にかかわる重要事項や諸手続きなどについてわかりやすく記載したもので、「約款」はご契約内容に関する取り決めに記載したのになります。

- いつでもホームページからパソコン・スマートフォンで閲覧・ダウンロードができます
- 検索機能でご覧になりたい箇所を簡単に検索できます
- 文字を拡大して閲覧ができます

こちらから簡単にアクセス



URL

<https://www.pgf-life.co.jp/webby/1151.html>

URLや検索からアクセス

①PGF生命のホームページへアクセスしてください。

<https://www.pgf-life.co.jp/>



②トップページのWeb約款番号入力欄に「Web約款番号」を入力し、をクリックしてください。

Web約款番号 

※この商品のWeb約款番号は **1151** です。

----「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望のお客さまは----

お申込み時に、申込書にて「冊子を希望」を選択してください。後日、契約者さまへ「ご契約のしおり・約款」の冊子をお送りいたします。

※お申込み時に「冊子を希望」の選択がない場合は「ご契約のしおり・約款」の冊子は送付されません。

お申込み後でも、「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望される場合は請求いただくことができます。
ご希望の場合は、PGF生命コールセンターへお申出ください。



「生命保険証券(Web保険証券)」のご案内

PGF生命マイページにて閲覧・ダウンロードいただける「生命保険証券(Web保険証券)」をおすすめしています。

※お申込み時に保険証券の電子化に関する特約*を付加した場合、PGF生命マイページに生命保険証券(Web保険証券)を掲載します。
なお、ご利用にはPGF生命マイページの新規登録が必要です。

- 生命保険証券(書面)を紛失する心配がありません。
- 生命保険証券(書面)不着の心配や、ご不在時の再配達依頼の手間がなくなります。
- SDGsの観点から、紙の削減による環境保護や資源効率向上につながります。

*保険契約者を変更した場合や、PGF生命マイページの登録を解除した場合、特約は消滅し、書面の生命保険証券をお届けします。
なお、特約はお申込み時点における当社所定の範囲内での取り扱いとなります。



PGF生命マイページの新規登録やログイン、サービスの詳細は、
こちらをご確認ください。

<https://www.pgf-life.co.jp/mypage/index.html>

PGF生命マイページのご案内

検索



各種手続きやご契約内容のご照会等はPGF生命コールセンターへお問い合わせください。



お問い合わせ窓口:PGF生命コールセンター

通話料無料

0120-56-2269

<受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3を除く)

